平成２４年（フ）第１３８３号
横浜市神奈川区片倉２丁目69番３―415号
破産者　山田美恵子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０号
神奈川県横須賀市久里浜７丁目４番11―605号
破産者　押田　雄二
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３８０号
福井市下馬３丁目2211番地　アイリスＢ102号、旧住所福井県大飯郡高浜町和田第122号18番地１
破産者　前田　恭宏
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
福井県鯖江市上河端町40―32―３、住民票上の住所福井県鯖江市上河端町第47号29番地３
破産者　竹内　淳子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
福井県越前市元町６番３号
破産者　山田　龍弘
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６２４号
名古屋市天白区表山２丁目311番地　八事サンハイツ507号、開始決定時の住所名古屋市名東区丁田町58番地　第１コーポ青雲201号
破産者　上島　輝義
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９５号
名古屋市瑞穂区川澄町４―２―１　スカイビュー瑞穂304号室、住民票上の住所名古屋市瑞穂区市丘町２丁目38番地の２　瑞穂公園南パークホームズ201号
破産者　相澤　尚孝
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８０号
名古屋市天白区原１丁目725番地、住民票上の住所名古屋市天白区原１丁目204番地　ハイツ原301号
破産者　熊﨑　貴也
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６２号
愛知県瀬戸市萩山台６丁目33番地
破産者　平賀　俊次
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
滋賀県米原市柏原2257番地
破産者　横川　孝道
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
滋賀県長浜市平方町582番地８
破産者　松橋　末広
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
大阪府泉佐野市松風台２丁目８番22号
破産者　宮本マキ子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
大阪府和泉市一条院町79番地の16
破産者　飯塚　省二
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目６番24号
破産者　近藤　和之
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５７号
神戸市灘区桜ヶ丘町15番65―1106号
破産者　馬場　啓二
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４号
神戸市須磨区高尾台１丁目10番11号
破産者　長谷川祐造こと　張　　祐造
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５号
神戸市北区筑紫が丘４丁目10番地の９、従前の住所東京都世田谷区松原６丁目２番７号　サニーマンション604
破産者　水野　玲子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
兵庫県加古川市西神吉町大国245番地の４
破産者　片岡　　礼
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６１６号
広島県広島市佐伯区美の里２丁目１番39―704号、開始決定時の住所広島県廿日市市宮島口１丁目８番14―704号
破産者　新本　敬雄
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部